

○ 西いぶり広域連合職員のサービスの宣誓に関する条例

平成12年3月28日
条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第31条の規定に基づき、職員のサービスの宣誓に関し、規定することを目的とする。

(室蘭市条例の準用)

第2条 この条例の施行については、室蘭市職員のサービスの宣誓に関する条例（昭和26年室蘭市条例第8号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。